

首都圏発着型旅行商品造成（自走化）業務委託 仕様書

1 業務名

首都圏発着型旅行商品造成（自走化）業務

2 業務の背景と目的

ALPS 処理水の海洋放出が開始されたことで、新たな風評被害の発生が危惧されることから、現在まで行われた旅行事業者やメディア関係者、インフルエンサー等を対象としたツアー（ファムトリップ）での旅行素材の磨き上げを行った旅行商品を開発することで、南会津町への旅行意欲を喚起し、誘客促進と風評の払拭につなげることを目的とする。

令和6年度に実施したファムトリップをもとに、旅行商品の造成に向け、「南会津町」の観光資源をいかしたツアーを実施する。ツアーでは南会津町ならではの「食」「文化」「歴史」「自然」に触れる旅を体験してもらう。

また、参加者からアンケート調査等で意見を聴取し、それを基に旅行商品の磨き上げを図るとともに、インバウンド向け旅行商品造成の促進を目指す。

引き続き旅行雑誌に南会津旅の記事を掲載するなどプロモーションも強化する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

（1）ツアーの実施について

① 実施本数・参加者数について

- ・ 契約期間内にツアーを計3回実施すること
- ・ 1回のツアーにおける参加者数は、40名程度とする。

② ツアー内容について

- ・ 行程は1泊2日又は2泊3日とすること。
- ・ 参加者負担金は35,000円想定とする。

③ 効果検証

- ・ 参加者に対してヒアリングやアンケート調査を実施すること。
- ・ 検証方法や内容について、より効果的な内容となるよう検討すること。

（2）旅行雑誌への特集記事の掲載

- ・ 掲載する旅行雑誌は、10万部程度発行される旅の全国誌とする。
- ・ 掲載回数は1回とする。
- ・ 記事掲載にあたっては、当町の「食」「自然」「歴史」などに触れる記事などを掲載し、当町への旅行需要の喚起を図るものとする。
- ・ 具体的な掲載内容については、受注者が決定してから町と協議し決定するものとする。

(3) 旅行商品の造成に向けた提案

最終的には、来年度以降旅行商品の造成及び自走化に結びつけたいので、今年度の旅行雑誌への記事掲載（プロモーション）に加え、2～3年目の取組内容についても提案するものとする。

5 成果品

事業完了後、速やかに業務報告書を提出するものとする。なお、事業完了報告書には、記事を掲載した旅行雑誌や抜刷等の成果物を添付するものとし、紙媒体及び電子媒体により提出するものとする。

成果品の納品場所は、南会津町商工観光課（福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1）とする。

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 事前に書面で当町の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受注者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て南会津町に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (6) 受注者が従来から有していた受注者固有の知識、技術に関する権利については受注者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受注者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決定するものとする。